

## 北広島市消費生活センター条例（素案）

### 1 設置

市民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターを設置することを定めます。

### 2 名称及び位置

消費生活センターの名称及び位置について、次のとおり定めます。

名称	北広島市消費生活センター
位置	北広島市中央4丁目2番地1

### 3 開設日時

消費生活センターの開設時間と休業日を定めます。

なお、別途規則で定めることを予定しています。

### 4 名称及び位置の公示

消費生活センターを設置した場合、又は名称や位置等を変更した場合は、延滞なく公示することを定めます。

### 5 消費生活センターの事業

消費生活センターで実施する事業について次のとおり定めます。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 消費生活に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他消費者の保護と消費生活の安定向上を図るため市長が必要と認めること。

### 6 消費生活センターの職員

消費生活センターに、消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くことを定めます。

### 7 試験に合格した消費生活相談員の配置

消費生活センターに消費生活相談員資格試験に合格した者（合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くことを定めます。

### 8 消費生活相談員の人材及び処遇の確保

消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除さ

れないことを定めます。

消費生活相談員の専門性を考慮し適切な処遇の確保を行うことを定めます。

#### 9 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修

消費生活相談員及び消費生活センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することを定めます。

#### 10 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理

消費生活相談等で知りえた情報の適切な管理に必要な措置を講じることについて定めます。

#### 11 施行期日

施行期日について定めます。